

(広島県)流行初期医療確保措置について

【流行初期医療確保措置の概要】

病床の確保（感染症疑い患者の受入病床の確保を含む。）及び発熱外来に係る対応の措置であって、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に講ずるための措置として以下に掲げるものを参酌して都道府県知事が定める基準を満たすものを講じたと認められる場合、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（※）を行うものとする。

※協定に基づく対応により、経営の自立性を制限して感染症医療を行う医療機関に対し、感染症医療を行った当月の診療報酬収入が、流行前の同月のそれを下回った場合に、その差額を支払う措置

区分	国が示した参酌基準		広島県が設定する基準	
	要請から対応までの期間	病床数・診療人数	要請から対応までの期間	病床数・診療人数
入院	7日以内	30床以上	<u>14日以内</u> <u>(※1)</u>	<u>総病床数の4%以上 (※2、※3)</u> <u>(200床未満：4床、200～299床：8床、300～399床：12床、400～499床：16床、500床以上：20床)</u>
発熱外来	7日以内	20人以上	7日以内	<u>病院10人以上、診療所5人以上 (※3)</u>

※1：対応可能な医療機関から順次対応を行う。

※2：重症者、妊婦等特別に配慮を要する患者の受入れが可能な医療機関は確保病床数によらず基準を満たすものとする。

※3：国からのQAIに基づき、感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。